

酒田市長 矢口明子様

酒田市監査委員 大石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
総務部 危機管理課	12月31日	1月16日～ 2月26日	2月9日
総務部 人事課	12月31日	1月16日～ 2月26日	2月9日
総務部 市長公室	12月31日	1月16日～ 2月26日	2月9日
総務部 財政課	12月31日	1月22日～ 2月26日	2月15日
総務部 納税課	12月31日	1月22日～ 2月26日	2月15日
総務部 契約検査課	12月31日	1月22日～ 2月26日	2月16日
総務部 総務課	12月31日	1月12日～ 2月26日	2月16日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

総務課

指摘事項

【支出事務】

○水道料金・下水道使用料の基本料金のみ支払っていたもの

市が所有する施設等の水道料金・下水道使用料の支払については、事務の効率化を図るため、口座自動振替となる公共料金として出納課において支出負担行為兼支出命令書（公共料金）を起票し、事務決裁規程により総務部総務課長の専決事務として決裁され、出納課で審査後、会計管理者の専用口座から引き落としされている。

令和4年度1年間の水道・下水道の使用状況を確認したところ、4課33栓が使用水量0 m³で基本料金（一部、冬期間の閉開栓手数料を含む。）のみを支払い、うち3課11栓（主に散水栓）については、3年以上使用水量0 m³となっていた。

そのうち、総務部総務課が管理する本庁舎東側駐車場管理用の散水栓については、確認ができた平成30年4月以降、使用水量0 m³で水道料金・下水道使用料の基本料金のみを支払い、冬期間の閉栓もしていない。

使用状況を把握するとともに、経費の節減に努めること。

注意事項

【収入事務】

○納入の通知をすべき日から2か月を超えて遅延したもの

市本庁舎及び中町庁舎内の自動販売機の設置については、入札の結果、行政財産建物貸付として市有財産賃貸借契約書（貸付期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）を株式会社Aと締結し、貸付料（6件、年額2,313,950円）を市が発行する納入通知書により納付することになっている。

また、契約書の第5条第3項において、「令和5年度の納期限は令和5年4月14日」とされ、同条第5項には「第3項に定める納期限までに貸付料を支払わないときは、その翌日から支払った日までの日数について延滞金として年14.6%パーセントの割合で計算した金額を甲（市）に支払わなければならない。」と規定されている。

令和5年度の貸付料の納付日が令和5年6月28日となっていたことから、納入通知書を確認したところ、令和5年6月23日に発行していた。総務部総務課の担当者が納入通知書の送付を失念し、自動販売機の設置者である株式会社Aから連絡を受けてから、納入通知書を送付したことによるものであった。

契約書において、納期限まで貸付料を支払わないときの延滞金の規定がありながら、市が自ら契約に反した行為をすることは信用を失墜する。契約書ののっとり、適正に事務を行い貸付料の収納を行うこと。